

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金

長野市に移住する意思のある若者、子育て世帯、テレワーカーのみなさんへ
本市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図るため、
市内に住宅を確保するための支援を行います。

月額2万円を上限に、最大2年間、補助金を交付します。

●補助対象経費 月額家賃から住宅手当を控除した額

- ※家賃は賃貸借契約に定められた賃料の月額
共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用は除く。
- ※対象となる家賃は、自己の居住のために賃貸借契約を締結した市内の賃貸住宅で、次の住宅を除く。
 - ア 国又は地方公共団体が整備する住宅
(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。)
 - イ 給与住宅*
 - ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅
*給与住宅とは、会社、国及び地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で管理する社宅や寮等の住宅をいう。



●補助額 補助率:対象経費の2分の1以内 上限額:月額2万円

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て

●交付対象期間 補助を開始した月から連続した24か月以内

長野県外からの移住者で以下全てに該当する方が対象です。

●交付対象者

- 補助金交付の認定申請時点からおおむね3年以上本市に定住する意思を持つ者
- 令和7年3月31日までに本市に転入した者
※転入日前3年以内に、長野県内に住所を有していた者を除く
- 次のいずれかに該当する者



若者

転入日時時点で
40歳未満の者

※誕生日の**前日**に
年齢が**加算**されます

子育て世帯 の構成員

中学校卒業前の者が
属する世帯

テレワーカー

次のアからウまでの全てに該当する者

- ア 移住した住宅等で情報通信技術を利用して事業場外における勤務を行う者
- イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に移住した者
- ウ 本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行う者



- 本市内に所在する賃貸住宅と賃貸借契約を締結した賃借人であること
- 当該住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が本市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること
- 交付対象者及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと
- 交付対象者が本市に住民基本台帳登録がある者と婚姻したことによる転入でないこと
- 交付対象者が生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 交付対象者及びその世帯構成員が市税を滞納していないこと
- 交付対象者及びその世帯構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 交付対象者が国家公務員又は地方公務員(これらに準ずる者を含む。)でないこと
- 補助対象経費について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと

認定申請から補助金交付までの流れ

①認定申請書提出

転入日から3月以内に提出すること

※長野市に組み始めた日(届出日ではありません)

【提出書類】・認定申請書(様式第1号)・同意書兼誓約書(様式第2号)
・交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し・賃貸借契約書の写し

交付認定通知

交付認定日の属する翌月の初日から(交付認定日が月の初日であるときはその日から)
連続した一定期間内で、交付の認定をします(最大24カ月)

交付対象期間
認定例 ●交付認定日:令和6年8月1日⇒令和6年8月1日から最大で令和8年7月末日まで
●交付認定日:令和6年8月2日⇒令和6年9月1日から最大で令和8年8月末日まで

②交付申請書提出

認定を受けた期間のうち、当該年度分の交付申請を提出すること

<提出期限・提出日にご注意ください>

交付申請日が交付認定日と「同じ年度」の場合:交付認定日の属する月の翌月の初日までに提出
(交付認定日が月の初日である時はその日に提出)

交付申請日が交付認定日と「異なる年度」の場合:当該交付申請を行う年度の4月1日に提出

【提出書類】・交付申請書(様式第3号)

交付決定通知

③実績報告書提出

当該年度分の実績をその年度の3月31日までに提出すること

【提出書類】・実績報告書(様式第6号)・住宅手当支給実績報告書(様式第7号)
・家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し

交付額決定通知

④交付請求書提出

【提出書類】・交付請求書(様式第8号)

補助金交付

補助金の交付期間が終了するまで、
毎年度、「②交付申請書提出」「③実績報告書提出」
及び「④交付請求書提出」を
繰り返すことで、補助金の交付を受けることができます。

長野市役所

申請者様

※各ご申請時に、その他市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

※認定申請書及び交付申請書で申請している内容に変更があった場合や、交付を廃止する場合には別途届出が必要となります。

提出書類

④～⑪、⑬の書類はホームページからダウンロードできます

| | 書類の名称 | 備考 |
|--------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 認定申請時 | | |
| ① | 交付対象者及びその世帯構成員の 住民票の写し (続柄の記載があるものに限る) | 長野市役所 市民窓口課・各支所 ※マイナンバーカードをお持ちの方は コンビニでの取得をお勧めします。 |
| ② | 転入日前3年以内に、長野県内に住所を有してい ないことの証明 | 戸籍の附票など ※戸籍の附票だけでは証明できない場合もあ りますのでご注意ください |
| ③ | 賃貸借契約書の写し | |
| ④ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金認定申請書(様式第1号) | |
| ⑤ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金同意兼誓約書(様式第2号) | |
| ⑥ | 就業証明書(様式第2号の2) | 令和6年度10月1日以降に転入する申請者が 該当します |
| 交付申請時 | | |
| ⑦ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金交付申請書(様式第3号) | |
| ⑧ | 市税の納付確認に関する同意書 | |
| ⑨ | 債権者登録申請書兼口座振替依頼書 | |
| 実績報告時 | | |
| ⑩ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金実績報告書(様式第6号) | |
| ⑪ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金住宅手当支給証明書(様式第7号) | |
| ⑫ | 家賃の領収書その他の家賃の支出が確認 できる書類の写し | 次頁の「よくあるご質問」をご覧ください |
| 交付請求時 | | |
| ⑬ | 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金交付請求書(様式第8号) | |

※申請内容の変更、廃止について

交付の認定から初回の交付決定までの間に、交付認定の内容を変更、廃止を希望する場合は、移住・定住
談デスクへご相談ください

令和6年度からの変更点

令和6年10月1日以降に転入の方は、制度に以下の変更があります。

- 定住の意思(居住期間)
変更前:3年以上
変更後:5年以上
- 対象要件(移住相談)
移住前に、移住相談又は移住に関する事業に参画していること
※移住相談とは、「長野市移住相談対応記録カード」を長野市への転入日より前に長野市移住・定住相談デスクへ提出していることを指します。
→長野市に住み始めた日
(届出日ではありません)
- 補助金額(上限額)
変更前:連続する2年間において、月2万円
変更後:交付対象者区分が「若者」のみに該当する者は13月以降月1万円
- 対象要件(就業証明)
認定申請時において、(様式第2号)就業証明書を追加
- 交付取消要件(転出時の補助金返還)
転入日から5年未満における市外への転出について、交付金額の返還を命ずることがあることを追加
 - ・3年未満の転出:全額返還
 - ・3年以上5年未満の転出:2分の1返還併せて、返還の誓約事項を同意書兼誓約書(様式第2号)に追加

●よくあるご質問●

- 戸籍の附票とはなんですか？どこで取得できますか？
A. 戸籍の附票とは、その戸籍に在籍する人の住所の履歴を証明するものです。
その戸籍に在籍する者の氏名、住所、住所を定めた年月日、生年月日、性別が記載されます。
本籍地で作成されるものなので、本籍地の自治体で取得することができます。
- 家賃の支出が確認できる書類の写しとはどういうものですか？
A. 支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額がわかるものです。
例えば、口座名義人がわかる通帳の写しや口座名義人のわかるネットバンキングのスクリーンショットなども家賃の支出が確認できる書類の写しにあたります。
- 補助金はいつ振り込まれますか？
A. 年度末の3月31日までに実績報告書を提出後、書類に不備がない場合、おおよそ1か月後に振り込まれます。
毎月の振り込みではなく、年に1度の振り込みになります。

<お問い合わせ・申請窓口>

長野市企画政策部移住推進課 移住・定住相談デスク

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL:026-224-7721 026-224-8851

E-mail:iju@city.nagano.lg.jp

本補助金に
関する
各種資料は
コチラから

